

市営バスの区域外設置の停留所新設について（協議事項）

尾張旭市営バスは、条例の規定により、地方自治法の公の施設として設置されていますが、公の施設を区域外に設置する場合は、関係地方公共団体との協議や議会での議決が必要となります。

令和 3 年 4 月に大森北学区連絡協議会会长等より名古屋市守山区大森北 2 丁目地内への停留所設置の陳情書が提出され、設置についての検討をした結果、西ルートに停留所を設置する必要性を感じられるため、協議するものです。

1 背景

- ・令和 3 年 4 月 19 日に、大森北学区連絡協議会会长及び白鳳連合自治会長等より尾張旭市営バスの停留所を名古屋市守山区大森北 2 丁目の吉長南公園付近（現行運行ルートの「小幡緑地東園～旭労災病院間」）に設置して欲しい旨の陳情書が、尾張旭市及び名古屋市守山区に提出される。
- ・令和 3 年 12 月 15 日に、名古屋市守山区長より尾張旭市長宛てに、停留所設置要望の要望書が提出される。

2 停留所新設が必要な理由

- ・当該地域周辺については、名古屋市営バスが運行していないが、当該地域のためだけに、名古屋市営バスが運行することは現実的ではない。
- ・令和 2 年 10 月に、名古屋市民からの要望があり、名古屋市営バスが旭労災病院への乗り入れを開始している。このことから、尾張旭市営バスが運行している旭労災病院は、名古屋市民にとっても生活圏と考えられる。また、鉄道の最寄りは、印場駅であり、こちらも生活圏であると考えられる。
- ・過去には、東尾張病院への停留所設置要望があつたため、吉長南公園付近に停留所を新設することは、尾張旭市民の利便性向上に繋がる。

3 運行開始日（予定）

令和 5 年 10 月 1 日

4 スケジュール（予定）

- ・ 令和 5 年 3 月議会 尾張旭市議会で区域外設置議決
- ・ 令和 5 年 6 月議会 名古屋市議会で区域外設置議決
- ・ 令和 5 年 10 月 西ルートに停留所設置